

株主各位

第111回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

会社の体制及び方針

連結株主資本等変動計算書

連結計算書類の連結注記表

株主資本等変動計算書

計算書類の個別注記表

大王製紙株式会社

第111回定時株主総会招集ご通知の提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の体制及び方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様提供しております。

会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

1) 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システム整備の基本方針を、取締役会で決議し、体制の整備を進めています。その概要は次のとおりです。

(1) 当社グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会は「取締役会規則」に基づき経営に係る重要事項に関し意思決定を行うほか、各取締役は自己の職務執行状況を適宜取締役会に報告するとともに、相互に職務執行状況を監視する。

② 取締役会が定める「職務権限規程」、「稟議規程」等によって職位別の決裁権限と責任を明確にし、取締役及び従業員はこれらの適切な運用によって適正に職務を執行する。

③ コンプライアンス委員会において、当社グループのコンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備に係る方針・施策の決定並びに体制の監視・評価等を行う。

④ コンプライアンス委員会の下部組織として、「経理・財務」、「労務・人権」、「総務・広報」、「紙・板紙品質」、「H&P C品質」、「安全衛生」、「環境」、「海外リスク」の8つの小委員会を設置し、各小委員会はその取組み状況についてコンプライアンス委員会に定期的に報告するとともに、必要に応じて取締役会に報告する。また各小委員会は、決定事項の実行及び効果の検証等の必要に応じて任意に部会を設置し、運営の指示並びに報告の聴取を行う。

⑤ 法令遵守及び倫理観に基づいた責任ある行動を実践する。

i 「大王製紙グループ経営理念」、及び経営理念を達成するための役職員の判断基準・取るべき行動を定めた「大王製紙グループ行動規範」を掲げ、具体的な禁止事項等を「コンプライアンス規程」及び「社員が守るべき倫理事項」に定め、取締役及び従業員に対し継続的に教育・啓発する。また、社内規程を定期的に見直し、その内容を社内に周知・啓発する。

ii 当社常勤取締役の行動評価について、適宜「報酬委員会」が面談を行い、責任ある行動に向けたコンセンサスの醸成に努めている。

⑥ 当社グループでは内部通報制度として、外部弁護士を社外窓口、監査役室を社内窓口とする「企業倫理ホットライン」を設置するとともに、倫理規律上の問題や法令違反等を見聞きした場合の通報義務、通報者のプライバシーへの配慮、不利益な取扱いからの保護等について運用規則に定め、全社に周知することで内部通報制度の利用促進を図る。

⑦ 子会社に対して、法令遵守はもとより、倫理規程の制定並びに高い倫理観を持って職務の遂行にあたることを求める。

⑧ 原則として、当社の役職員を子会社の非常勤取締役又は監査役として就任させ、子会社の代表取締役並びに業務執行取締役の職務執行状況を監視する。

⑨ 当社の役職員及び子会社の役員に対し、定期的にコンプライアンスに関する研修を実施する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行及び経営の意思決定に係る重要な情報・文書については、「文書取扱規程」等の社内規程に従って適切に保存・管理する。取締役及び監査役は必要に応じ、これらの情報・文書を閲覧できる。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① コンプライアンス委員会及びコンプライアンスに関する各種小委員会並びに部会において、経営に重大な影響を与える可能性のあるリスクを識別・評価するとともに、リスクの重要性に応じた適切な対応策を講じることにより、リスクの顕在化を

- 未然に防止する。またリスク対応方針、下部組織の設置等の施策について審議等を行い、全社リスク管理体制を整備する。
- ② 子会社については、コンプライアンス委員会を開催し、経営に重大な影響を与えるリスクを識別・評価し、適切な対応を講じ、リスクの顕在化を未然に防止する体制とし、必要に応じて当社の役職員が出席して助言・提案等を行う。
 - ③ 自然災害、その他会社に著しい損害を及ぼす恐れのある緊急事態が発生した場合の危機管理体制について定めた「危機管理規程」「大王製紙グループBCM基本規程」を周知徹底する。
 - ④ 万一、不測の事態が発生した場合は、「危機管理規程」「大王製紙グループBCM基本規程」に基づき、予想される当社への影響度に応じた社内体制を速やかに整備し、損失を最小限に抑えるとともに、原因の究明及び再発防止策を講じる。
 - ⑤ 当社グループは、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告制度に適切に対応するため、内部統制の効率的な整備・運用及び必要な是正を継続的に実施し、財務報告の信頼性と適正性を確保する。
- (4) 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 「職務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」を整備し、取締役の責任の範囲と職務権限を明確にし、部門間相互の役割分担及び連携を適切に行う。
 - ② 経営環境の変化に対応するため、取締役会においては「業務執行の迅速化」及び「取締役の業務執行の監督」に努めるとともに、取締役及び部門長で構成する会議体を設置・運用することで、体質改善・構造改革に取り組む。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社の取締役会議事録を、各子会社を管轄する当社の各部署の部門長及び関連事業部へ提出する。
 - ② 「子会社管理規程」により、当社の承認又は当社への報告が必要な事項を定める。
- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項、及び使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役室を設けて使用人を配置し、監査役業務の補助を行う。使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には、常勤監査役の事前の同意を必要とする。
- (7) 当社の監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役室の使用人は監査役専属とし、取締役からの指揮命令権から独立させる。
- (8) 当社グループの取締役等から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- 当社グループの取締役及び使用人は業務執行の状況、内部監査の結果、その他重要な事項について、定期的に監査役に報告するとともに、法令違反その他のコンプライアンス上の重要な事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告する。
- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社グループにおいて、監査役に報告をした者に、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- (10) 当社の監査役等の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役等の職務の執行に係る費用等について、当社が監査役等の職務の執行に必要なことを証明したときを除き、これを支払う。
- (11) その他当社の監査役等の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は代表取締役社長と定期的な会合を持ち、監査に係る事項について意見交換を行うとともに、内部統制部門及び内部監査部門と緊密に連携し、効果的な監査業務を遂行する。

2) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序及び安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して毅然とした態度を貫き、反社会的勢力との関係を遮断するため、次の体制を整備しています。

- (1) 「コンプライアンス規程」、「社員が守るべき倫理事項」等の社内規程において、反社会的行為への参加の禁止、及び反社会的勢力との関係断絶を規定し、社員への教育・啓発を継続する。
- (2) 反社会的勢力の排除を目的とする外部団体へ加盟し、反社会的勢力に関する情報を収集する。
- (3) 地元警察など関係各所との連携を深め、有事における協力体制を構築する。
- (4) 反社会的勢力から不当要求がなされた場合は、総務部門が中心となって対応する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

1) コンプライアンス

当社グループでは、「大王製紙グループ経営理念」、及び経営理念を達成するための役職員の判断基準・取るべき行動を定めた「大王製紙グループ行動規範」を掲げ、具体的な禁止事項等を「コンプライアンス規程」及び「社員が守るべき倫理事項」に定め、グループ全社員に周知しています。また、当社の役職員及び子会社の役員に対し、定期的にコンプライアンスに関する情報を発信し、コンプライアンス教育を実施しています。

内部通報制度については、監査役室及び外部弁護士を窓口とする「企業倫理ホットライン」を設け、その運用規則に基づき通報受付事案の概要並びに対応状況についてコンプライアンス委員会に報告するとともに、通報者保護等適切に対応しています。

2) リスク管理

当社グループでは、原則として月1回コンプライアンス委員会を開催し、リスクの網羅的な識別・評価、コンプライアンスに関する課題の抽出及びその対応策の立案・実施の決定・評価等を行っています。当社のコンプライアンス委員会では、その下部組織である各小委員会及び各部会で討議された内容を定期的に報告し、社外取締役も交えリスク管理強化を図っています。

また、事業継続に著しい影響を及ぼす恐れのある緊急事態の発生に備え、「危機管理規程」の整備を行い、不測の事態に対応できるようにしています。

3) 子会社の経営管理

当社は、「子会社管理規程」に当社の事前承認又は当社への報告が必要な事項を定めており、適時子会社から当社に対し、報告がなされています。

子会社の取締役会議事録は当社にも提出され、各子会社を管轄する当社の各部署の部門長及び関連事業部がその内容を確認し、必要に応じて指導等を行っています。

また、原則として、当社の役職員が子会社の非常勤取締役又は監査役に就任し、子会社の取締役会等重要な会議に出席して指導・助言を行うとともに、当該非常勤役員から当社に定期的に子会社の取締役の職務執行状況を報告させることで、各社の監督を行っています。

内部監査部は、「内部監査規程」に基づき当社グループの業務監査を実施し、結果について代表取締役社長及び取締役会、監査役に報告しています。

4) 監査役監査

監査役は、取締役会、経営会議、予算会議等重要な会議に出席するとともに、当社グループの役職員から監査に必要な情報について随時報告を受け、必要に応じて意見を述べています。

また、監査役は工場・事業所・子会社等へ出向き、監査を行い、内部統制部門及び内部監査部門とは、毎月1回定例会を開催し、報告を受け、情報交換を行うとともに、会計監査人からは職務の遂行体制の整備・運用状況や監査計画、監査実施状況等の報告・説明を定期的に受け、連携を図っています。

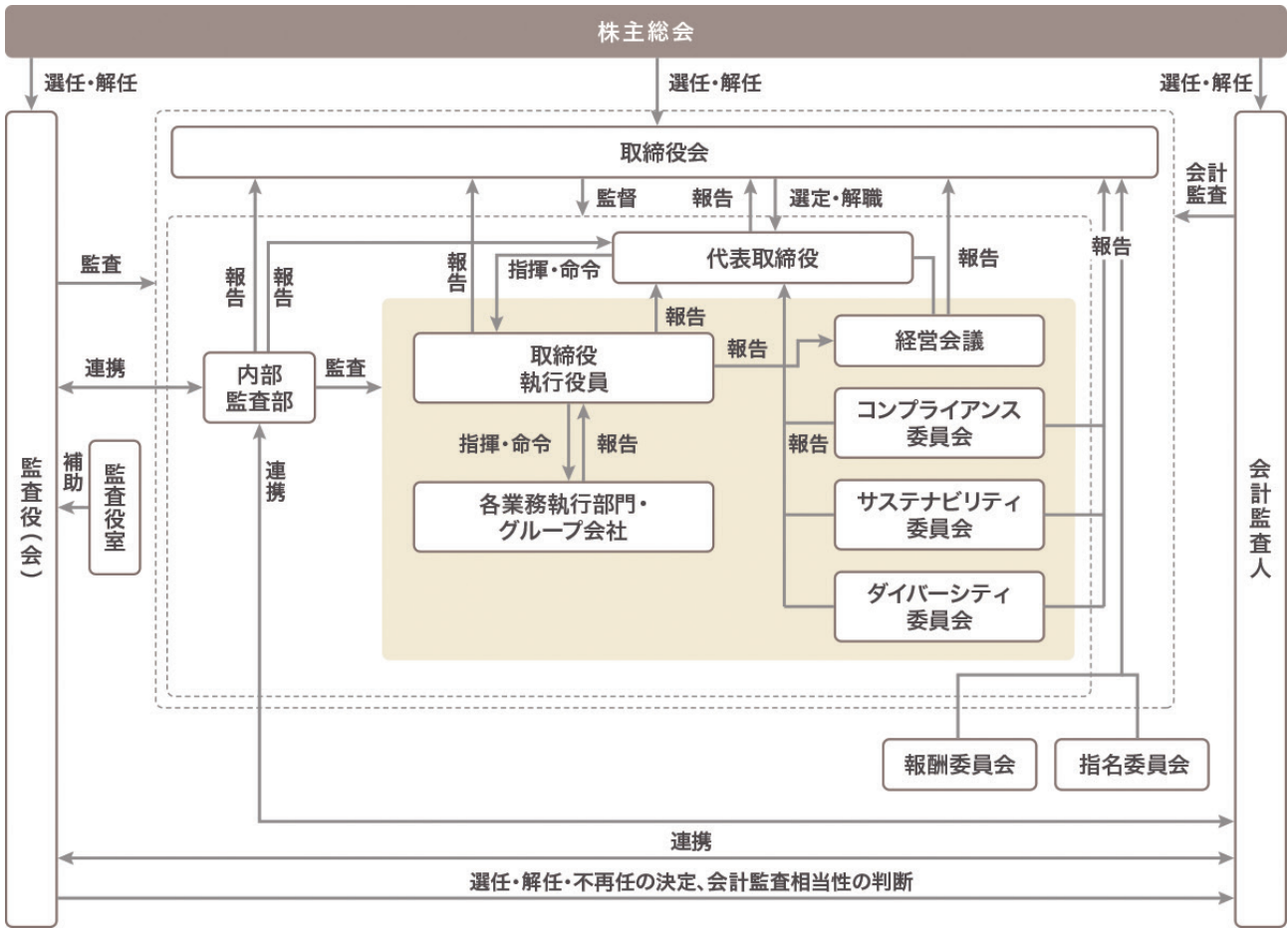
監査役は代表取締役社長と定期的な会合を持ち、監査に係る事項等について意見・情報交換を行うとともに、取締役とはそれぞれ各部門の運営方針とその進捗等年2回職務の執行状況を個別に確認・意見交換し、監査役監査の実効性を確保しています。

3. 会社の支配に関する基本方針

当社は、株式の大量取得を目的とする買付けが行われる場合、それに応じるか否かは、株主の皆様の判断に委ねられるものと考えており、経営権の異動を通じた企業活動の活性化等の意義を否定するものではありません。したがって、当社は買収防衛策を予め定めておりません。

しかし、企業買収の提案等がなされ、それが当社の企業価値・株主共同の利益に資さない場合には、その提案に対して、当社として最も適切と考えられる措置をとることは、株主・投資家から負託された当然の責務と認識しております。そのため、当社は株式取引や株主の異動状況等を常に注視しており、実際に当社株式の大量取得を目的とした買付者が出現した場合には、社外の専門家を交えて買収提案の評価を行い、当社の企業価値・株主共同の利益への影響を慎重に判断し、これに資さない場合には、個別の案件に応じた適切な対抗措置を講じてまいります。

(ご参考) コーポレート・ガバナンス体制



連結株主資本等変動計算書

単位：百万円

2021年4月1日から 2022年3月31日まで	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年4月1日 残高	53,884	55,901	136,579	△4,090	242,275
会計方針の変更による累積的影響額			△379		△379
会計方針の変更を反映した当期首残高	53,884	55,901	136,200	△4,090	241,895
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△3,352		△3,352
親会社株主に帰属する当期純利益			23,721		23,721
自己株式の取得				△343	△343
自己株式の処分				311	311
連結範囲の変動			△118	—	△118
連結子会社株式の取得による持分の増減		△789			△789
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）					
当連結会計年度中の変動額合計	—	△789	20,250	△31	19,429
2022年3月31日 残高	53,884	55,112	156,450	△4,122	261,325

2021年4月1日から 2022年3月31日まで	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
2021年4月1日 残高	4,226	22	△8,645	1,353	△3,042	7,556	246,788
会計方針の変更による累積的影響額							△379
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,226	22	△8,645	1,353	△3,042	7,556	246,409
当連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△3,352
親会社株主に帰属する当期純利益							23,721
自己株式の取得							△343
自己株式の処分							311
連結範囲の変動							△118
連結子会社株式の取得による持分の増減							△789
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	△781	197	1,456	△65	807	58	865
当連結会計年度中の変動額合計	△781	197	1,456	△65	807	58	20,295
2022年3月31日 残高	3,445	219	△7,189	1,288	△2,235	7,614	266,704

(注) 百万円未満を切り捨て表示しております。

連結注記表

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨て表示しております。
2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 38社

主要な連結子会社の名称

いわき大王製紙株式会社、大王紙パルプ販売株式会社、エリエールプロダクト株式会社、フォレストアル・アンチレLTDA.、エリエール・インターナショナル・タイランドCo., LTD、大王（南通）生活用品有限公司、PT. エリエール・インターナショナル・トレーディング・インドネシア、PT. エリエール・インターナショナル・マニュファクチャリング・インドネシア、H&PCブラジルS.A.、サンテルS.A.、エリエール・インターナショナル・ターキー・キシセル・バクム・ウルンレリ・ウレティムA.S.（以下、「エリエール・インターナショナル・ターキーA.S.」という。）

（連結の範囲または持分法適用の範囲の変更に関する注記）

2020年10月1日に株式を取得した寄居印刷紙器株式会社と、2020年11月2日に株式を取得した上村紙工株式会社の2社を、重要性が増したため、当連結会計年度の期首より連結の範囲に含めております。なお、2021年7月1日付で、ケイジー物流株式会社は、非連結子会社である株式会社トランスパックを吸収合併したことに伴い、ダイオーエクスプレス株式会社に商号変更しております。

主要な非連結子会社の名称

ダイオーエコワーク株式会社

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社または関連会社の数 1社

会社の名称（関連会社）

東京紙パルプ交易株式会社

持分法を適用していない主要な非連結子会社及び関連会社の名称

ダイオーエコワーク株式会社

（持分法を適用しない理由）

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、いずれも小規模であり、合計の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、フォレストアル・アンチレLTDA.、エリエール・インターナショナル・タイランドCo., LTD、大王（南通）生活用品有限公司、PT. エリエール・インターナショナル・トレーディング・インドネシア、PT. エリエール・インターナショナル・マニュファクチャリング・インドネシア、H&PCブラジルS.A.、サンテルS.A.、エリエール・インターナショナル・ターキーA.S.の事業年度末日は12月31日です。連

結計算書類の作成にあたっては、同事業年度末現在の計算書類を使用しております。なお、連結会計年度末との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4) 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② デリバティブ 時価法

③ 棚卸資産 主として移動平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法

② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末の要支給額を計上しております。

株式給付引当金 役員等への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び国内連結子会社は「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しております。

当社及び国内連結子会社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する。

当社及び国内連結子会社は、紙・板紙製品及び家庭紙製品の製造販売を主な事業内容としており、このような製品販売につきましては、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き及びリベート、インセンティブ等の見積りを控除した金額で算定しており、重大な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。また、これらの履行義務に対する対価は、顧客へ製品の引渡しを行った時点から主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費 社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

また、一部の在外子会社については、金利通貨スワップについて、公正価値ヘッジを採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

- ① ヘッジ手段 為替予約
ヘッジ対象 製品輸出による外貨建売上債権及び原材料輸入による外貨建買入債務
- ② ヘッジ手段 金利スワップ
ヘッジ対象 借入金
- ③ ヘッジ手段 金利通貨スワップ
ヘッジ対象 外貨建借入金

ヘッジ方針

主に当社の内規である「デリバティブ取引管理規則」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計ごとと比較し、両者の変動額を基礎として、ヘッジの有効性を評価することとしております。

また、特例処理によっている金利スワップ及び振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごとに検討し、20年以内で均等償却を行っております。

(9) その他の連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、各連結会計年度における発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に5年）による定額法により費用処理しております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

③ 連結納税制度の適用

当社及び国内連結子会社は、当社を連結納税親会社とした連結納税制度を適用しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

1) 収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を、当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

これにより、従来顧客への製品の出荷時点で認識していた収益について、顧客への製品の引き渡し時点で認識する方法に変更しております。また、従来、リベート、インセンティブ等については、支払の可能性が高いと判断された時点で収益の減額、又は販売費として処理してはりましたが、取引の対価の変動部分の額を見積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含める方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当連結会計年度の売上高が6,064百万円減少し、売上原価は417百万円増加し、販売費及び一般管理費は6,659百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ177百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高が379百万円減少しております。

収益認識会計基準等の適用により、前連結会計年度において「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示しております。

2) 時価の算定に関する会計基準

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。これによる連結計算書類への影響はありません。また、「金融商品に関する事項」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

4. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示していました「法人税等還付税額」は、重要性の観点から当連結会計年度より独立掲記しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

1) 有形固定資産及びのれんの評価

当社の資産グループは、それぞれ独立したキャッシュ・フローを生成する最小単位であり、管理会計上も個別の事業計画を策定している単位を基礎として資産のグルーピングを行っております。なお、遊休資産、賃貸資産及びその他の資産については、個別物件ごとにグルーピングを行っております。継続的な営業損益のマイナスや市場価格の著しい下落等、減損の兆候が認められる資産グループについて、合理的な仮定に基づき将来キャッシュ・フローを見積り、当該資産グループの帳簿価額と比較して減損の認識を判定します。その結果、回収不能と判断した場合には、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失に計上しております。

当年度、連結計算書類に計上した有形固定資産の減損金額は1,180百万円です。

また、当年度、連結計算書類に計上したのれんの減損金額は850百万円です。

減損処理の手順は以下の通りです。

(減損の兆候)

資産グループが以下のいずれかに該当する場合、減損の兆候があると判断します。

- ・過去の業績及び中期事業計画に基づく予算等を考慮して、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっているか、あるいは継続してマイナスとなる見込である場合
- ・使用範囲または方法について、回収可能価額を著しく低下させるような変化が生じたか、あるいは生ずる見込である場合
- ・経営環境が著しく悪化したか、あるいは悪化する見込である場合
- ・市場価格が著しく下落した場合

(減損損失の認識の判定)

減損の兆候があると判断した資産グループについて、必要に応じ帳簿価額と割引前将来キャッシュ・フロー総額を比較し、帳簿価額の方が大きい場合に減損を実施する必要があると認識します。将来キャッシュ・フロー総額の算定に使用される前提は、それぞれの資産グループにおける将来見込及び中期事業計画に基づいた3ヵ年予算に基づいており、将来の市場及び経済全体の成長率、現在及び見込まれる経済状況を考慮しております。

(減損損失の測定)

減損損失を認識すると判定した資産グループについて、正味売却価額(第三者により合理的に算定された評価額等の時価から、処分費用見込額を控除したもの)と使用

価値（割引後将来キャッシュ・フロー）のいずれか高い方を回収可能価額としたうえで、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失とします。

6. 追加情報

1) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2) 会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定

コロナ禍は世界経済や国内外での企業活動に影響を与える事象であり、国内においては経済活動の活性化に向けた動きも一部見られるものの、現時点では当社グループに及ぼす影響及びコロナ禍の収束時期を予測することは困難な状況です。コロナ禍の拡大による業績予想及び会計上の見積りへの影響については、世界的な経済低迷やイベントの自粛、テレワークの拡大等によって用紙の需要は縮小しているものの、一方では生活者の衛生意識の向上によりマスクやウエットティッシュの需要は拡大しており、コロナ禍が一時的な拡大と収束を繰り返すことと連動して各製品の需給も変化しながら、状況は徐々に回復に向かうと仮定した見積りに基づき、固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響は不確定要素が多く、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3) 従業員株式交付制度の導入

(1) 取引の概要

当社は、執行役員及び管理職総従業員を対象とした従業員株式交付制度を行っております。本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各制度対象者に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各制度対象者に対して交付される、という株式交付制度信託です。

(2) 信託に残存する自社の株式

取締役向け株式交付信託及び従業員向け株式交付信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付帯する費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、1,755百万円及び984千株です。

4) 従業員持株会信託型E S O Pの導入

(1) 取引の概要

当社は当社グループの従業員持株会を活用した中長期的な企業価値向上と福利厚生者の拡充を目的としたインセンティブ・プランとして「従業員持株会信託型E S O P」を導入しています。

持株会信託は、信託契約後5年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、借入により調達した資金で一括して取得します。なお、当社は、持株会信託の当該借入に対し補償を行います。

本制度導入後は、持株会による当社株式の取得は持株会信託からの買付けにより行います。持株会による当社株式の取得を通じ、持株会信託に売却益相当額が累積した場合は、信託終了の際に、これを受益者たる当社グループ従業員に対して分配します。一方、当社株価の下落により持株会信託が借入債務を完済できなかった場合は、当社が借入先銀行に対して残存債務を弁済します。その際、持株会に加入する当社グループ従業員が負担することはありません。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

自己株式の帳簿価額及び株式数

前連結会計年度 999百万円、517千株

当連結会計年度 736百万円、380千株

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度 999百万円、当連結会計年度 779百万円

7. 連結貸借対照表に関する事項

1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	769百万円
機械装置及び運搬具	1,935百万円
土地	2,007百万円
計	4,713百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金（1年内返済予定含む）	638百万円
長期設備関係未払金（1年内支払予定含む）	127百万円
計	766百万円

2) 有形固定資産の減価償却累計額 964,264百万円

3) 保証債務等

(1) 電子記録債権割引高	878百万円
(2) 保証債務	61百万円

8. 連結損益計算書に関する事項

(支払精算金)

2020年2月27日に締結したサンテルS.A.の株式譲渡契約には、過去に徴収された税額に係る訴訟案件に関連して、会社側に有利な判決がなされた場合に一定額を旧株主へ支払うことが規定されております。

当該株式譲渡契約に基づき、旧株主への支払精算金888百万円を特別損失として計上しております。

9. 連結株主資本等変動計算書に関する事項

1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数 (千株)	当連結会計年度増加株式数 (千株)	当連結会計年度減少株式数 (千株)	当連結会計年度末株式数 (千株)	摘要
発行済株式 普通株式	169,013	—	—	169,013	
合計	169,013	—	—	169,013	
自己株式 普通株式	2,917	344	170	3,092	(注)
合計	2,917	344	170	3,092	

(注) 当社は、取締役等に対し、信託を用いた株式報酬制度「株式交付信託」を導入しており、当連結会計年度末の自己株式数には当該信託口が保有する当社株式984千株が含まれております。また、当社は、持株会に加入する当社グループ従業員のうち、一定の要件を充足する者を受益者とする「持株会信託」を導入しており、当連結会計年度末の自己株式数には当該信託口が保有する当社株式380千株が含まれております。

(自己株式の変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりです。

関連会社による当社株式の取得 189千株

減少数の主な内訳は、次のとおりです。

「株式交付信託」に係る信託への売却 34千株

「持株会信託」に係る信託への売却 136千株

2) 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,676百万円	10.0円	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年11月12日 取締役会	普通株式	1,676百万円	10.0円	2021年9月30日	2021年12月7日

- (注) 1. 2021年6月29日開催の定時株主総会決議の配当金の総額には、株式交付信託に係る信託口に対する配当金10百万円、「従業員持株会信託型ESOP」の導入に伴い設定した持株会信託に係る信託口に対する配当金5百万円が含まれています。
2. 2021年11月12日開催の取締役会決議の配当金の総額には、株式交付信託に係る信託口に対する配当金9百万円、「従業員持株会信託型ESOP」の導入に伴い設定した持株会信託に係る信託口に対する配当金4百万円が含まれています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

以下のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,011百万円	利益剰余金	12.0円	2022年3月31日	2022年6月30日

(注) 2022年6月29日開催の定時株主総会決議の配当金の総額には、株式交付信託に係る信託口に対する配当金11百万円、「従業員持株会信託型ESOP」の導入に伴い設定した持株会信託に係る信託口に対する配当金4百万円が含まれております。

10. 金融商品に関する事項

1) 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入及び社債発行により調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務または資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものです。変動金利の借入金は金利の変動リスクに、外貨建借入金は金利及び為替相場の変動リスクに晒されておりますが、そのうち一部は、デリバティブ取引（金利スワップ取引および金利通貨スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払利息の金利変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、外貨建借入に係る為替の変動リスクおよび支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利通貨スワップ取引並びに外貨建売上債権及び外貨建買入債務の為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約です。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等 4) 会計方針に関する事項 (7) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品のリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、当社の内規である「与信管理要領」等に基づき、取引先の財務状況や信用状態等から与信限度額を設定し、取引先ごとに回収期日や残高を管理することにより債権保全管理を行っております。取引先の信用状態については、興信所への信用調査依頼及び当社独自の調査等にて把握しており、一部の営業債権に対しては、取引信用保険の付保又はファクタリングの実施等の債権保全措置を適切に講じております。なお、連結子会社においても、当社の「与信管理要領」等に準じて、同様の管理を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社では、借入金に係る支払利息の金利変動リスクを抑制するために金利スワップ取引を、外貨建借入金に係る支払金利および為替の変動リスクを抑制するために金利通貨スワップ取引をそれぞれ利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、基本方針は取締役会等で決定され、取引の実行は当社の内規である「デリバティブ取引管理規則」に従って財務担当部門が行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務担当部門が月次で資金繰計画を作成するなどの方法により、営業債務及び借入金等について支払期日に支払いが実行できなくなる流動性リスクを管理しております。なお、連結子会社においても、当社と同

様に月次で資金繰計画を作成することなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定におきましては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
① 投資有価証券（注2）	16,113	16,113	—
資産計	16,113	16,113	—
② 社債（1年内償還予定を含む）	60,000	60,174	174
③ 長期借入金（1年内返済予定を含む）	304,905	304,252	△653
負債計	364,905	364,426	△479

(注) 1. 現金及び預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2. 投資有価証券

市場価格のない株式等は、①投資有価証券に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度
非 上 場 株 式	2,279
関 係 会 社 株 式	3,531

3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	16,113	-	-	16,113
合 計	16,113	-	-	16,113

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（1年内償還予定を含む）	-	60,174	-	60,174
長期借入金（1年内返済予定を含む）	-	304,252	-	304,252
合 計	-	364,426	-	364,426

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。社債の公正価値は、市場価格があるものの活発な市場で取引されているわけではないため、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は、元金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

11. 1株当たり情報に関する事項

- 1) 1株当たり純資産額 1,561円52銭
2) 1株当たり当期純利益 142円91銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている「株式交付信託」及び「持株会信託」に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、1,449千株です。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、1,364千株です。

12. 減損損失に関する事項

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	金額（百万円）
タイ王国 ラヨン県	事業用資産	機械及び装置	1,157
トルコ共和国 ゲズゼ市	その他の資産	のれん	850
愛媛県四国中央市他	遊休資産	建物及び構築物、機械及び装置、土地	23

当社グループは管理会計上で継続的に収支を把握している事業単位にてグルーピングを行っております。なお、事業の用に直接供していない資産（遊休資産、賃貸資産及びその他の資産）については個別物件ごとにグルーピングを行っております。

事業用資産については、継続的な営業損益のマイナスにより資産の収益性が低下したこと等に伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。事業用資産の回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを9.1%で割り引いて算定しております。

その他の資産については、当社の一部の連結子会社について、のれん取得時の事業計画で想定していた利益水準に満たない見込みとなったことに伴い、のれんの帳簿価額を全額減額しております。

遊休資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。その内訳は、建物及び構築物3百万円、機械及び装置11百万円、土地8百万円です。なお、遊休資産の回収可能価額は、売却見込額により評価しております。

13. 収益認識に関する注記

1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上収益は、主として一時点で顧客に支配が移転される財から生じる収益で構成されています。当社の報告セグメントにおける収益を顧客の所在地を基礎とした地域別に以下の通り分解しています。

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合 計
	紙・板 紙	ホーム& パーソナ ルケア	計		
日本	300,970	183,216	484,187	20,885	505,073
東アジア	15,622	37,079	52,702	5,101	57,803
東南アジア	4,908	5,033	9,941	—	9,941
南米	4,239	30,169	34,408	1,147	35,555
中東・ロシア他	1,688	1,784	3,472	289	3,762
顧客との契約から認識した収益	327,429	257,282	584,712	27,424	612,136
その他の契約から認識した収益（注2）	—	—	—	178	178
外部顧客への売上高	327,429	257,282	584,712	27,602	612,314

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、木材事業、造林事業、機械事業、物流事業、売電事業、ゴルフ場事業及び不動産賃貸事業等を含んでいます。
2. その他の契約から認識した収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産賃貸収入です。

2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報については、「2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等 4) 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約負債は、主に引渡し時点で収益を認識する紙・板紙製品及び家庭紙製品の一部の顧客との販売契約において、支払い条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は483百万円です。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。

また、顧客企業との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

株主資本等変動計算書

単位：百万円

2021年4月1日から 2022年3月31日まで	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合計	利益準備金	その 他 利 益 剰 余 金	配 当 準 備 金
2021年4月1日 残高	53,884	52,871	1,458	54,330	5,621	3,032	800
会計方針の変更による累積的影響額							
会計方針の変更を反映した当期 期首残高	53,884	52,871	1,458	54,330	5,621	3,032	800
当事業年度中の変動額							
剰余金の配当							
当期純利益							
自己株式の取得							
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の当事業 年度中の変動額（純額）							
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	—
2022年3月31日 残高	53,884	52,871	1,458	54,330	5,621	3,032	800

2021年4月1日から 2022年3月31日まで	株 主 資 本				評 価 ・ 換 算 等		純 資 産 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金					
2021年4月1日 残高	10,000	44,662	△4,016	168,313	3,448	22	171,785
会計方針の変更による累積的影響額		△338		△338			△338
会計方針の変更を反映した当期 期首残高	10,000	44,324	△4,016	167,975	3,448	22	171,446
当事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△3,352		△3,352			△3,352
当期純利益		61,670		61,670			61,670
自己株式の取得			△0	△0			△0
自己株式の処分			311	311			311
株主資本以外の項目の当事業 年度中の変動額（純額）					△811	197	△614
当事業年度中の変動額合計	—	58,317	311	58,628	△811	197	58,014
2022年3月31日 残高	10,000	102,641	△3,705	226,604	2,637	219	229,461

(注) 百万円未満を切り捨て表示しております。

個別注記表

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨て表示しております。
2. 重要な会計方針に係る事項
 - 1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産
以外のもの 直入法により処理し、売却原価
は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
 - 2) デリバティブの評価基準及び評価方法
デリバティブ 時価法
 - 3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
商品、製品、仕掛品、原移動平均法による原価法
材料
貯蔵品 総平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低
下による簿価切下げの方法に
より算定）
 - 4) 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産額法
産を除く）
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5
年）による定額法
のれん 個別案件ごとに検討し、20年以
内で均等償却
その他 定額法
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - 5) 引当金の計上基準
貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債
権等特定の債権については個別に回収可能性を検討
し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に充てるため、当事業
年度末における支給見込額を計上しております。
役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与に充てるため、当事業年
度末における支給見込額を計上しております。

退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することにしております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。
関係会社事業損失引当金	関係会社における事業損失等に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、今後の損失負担見込額を計上しております。
株式給付引当金	役員等への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

6) 収益及び費用の計上基準

当社は「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しております。

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する。

当社は、紙・板紙製品及び家庭紙製品の製造販売を主な事業内容としており、このような製品販売につきましては、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き及びリベート・インセンティブ等の見積りを控除した金額で算定しており、重大な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。また、これらの履行義務に対する対価は、顧客へ製品の引渡しを行った時点から主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

7) 繰延資産の処理方法

社債発行費	社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。
-------	-------------------------------

8) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

9) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

- ① ヘッジ手段 為替予約
ヘッジ対象 原材料輸入による外貨建買入債務
- ② ヘッジ手段 金利スワップ
ヘッジ対象 借入金

ヘッジ方針

主に当社の内規である「デリバティブ取引管理規則」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップ並びに振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

10) その他の計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額から、年金資産の額を控除した額を退職給付引当金として計上しております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

1) 収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を、当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

これにより、従来顧客への製品の出荷時点で認識していた収益について、顧客への製品の引き渡し時点で認識する方法に変更しております。また、従来、リベート・インセンティブ等については、支払の可能性が高いと判断された時点で収益の減額、又は販売費として処理してはりましたが、取引の対価の変動部分の額を見積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含める方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当事業年度の売上高が5,930百万円減少し、売上原価は474百万円増加し、販売費及び一般管理費は6,533百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ128百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高が338百万円減少しております。

収益認識会計基準等を適用により、前事業年度において、「流動負債」に表示していた「前受金」は当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

2) 時価の算定に関する会計基準

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。これによる計算書類への影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度において「営業外収益」に独立掲記しておりました「仕入割引」は、重要性の観点から当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

（関係会社株式の評価）

市場価格のない株式である関係会社株式について、当該関係会社株式の発行会社の財政状態の悪化により株式の実質価額が50%程度以上低下した場合に、実質価額が著しく低下したと判断し、概ね5年以内の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、期末において相当の減額処理を行うこととしております。なお、超過収益力を反映して取得した株式については、実質価額に当該超過収益力を反映しており、超過収益力が減少したと判断される場合には、実質価額に当該減少を反映しております。

当年度、計算書類に計上した関係会社株式評価損の金額は572百万円です。

6. 追加情報

連結注記表「6. 追加情報」をご参照ください。

7. 貸借対照表に関する事項

1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

機 械 及 び 装 置 460百万円

(2) 担保に係る債務

長期設備関係未払金（1年内支払予定含む） 127百万円

2) 有形固定資産の減価償却累計額 684,602百万円

3) 保証債務等

(1) 電子記録債権割引高 878百万円

(2) 保証債務 346百万円

4) 関係会社に対する金銭債権・債務

(1) 短期金銭債権 90,660百万円

(2) 長期金銭債権 11,000百万円

(3) 短期金銭債務 56,735百万円

8. 損益計算書に関する事項

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高の総額 363,749百万円

(2) 受取配当金 42,927百万円

(3) 営業取引以外の取引による取引高の総額

2,302百万円

9. 株主資本等変動計算書に関する事項

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度 末株式数 (千株)	摘要
自己株式 普通株式	2,917	0	170	2,748	(注)
合計	2,917	0	170	2,748	

(注) 当社は、取締役等に対し、信託を用いた株式報酬制度「株式交付信託」を導入しており、当事業年度末の自己株式数には当該信託口が保有する当社株式984千株が含まれております。また、当社は、持株会に加入する当社グループ従業員のうち、一定の要件を充足する者を受益者とする「持株会信託」を導入しており、当事業年度末の自己株式数には当該信託口が保有する当社株式380千株が含まれております。

(自己株式の変動事由の概要)

増加数0千株は単元未満株式の買取によるものです。

減少数の主な内訳は、次のとおりです。

「株式交付信託」に係る信託への売却 34千株
「持株会信託」に係る信託への売却 136千株

10. 税効果会計に関する事項

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	96
賞与引当金	683
売上値引未払金	465
退職給付引当金	4,267
未払事業税	377
減損損失	951
投資有価証券評価損	812
投資簿価修正	1,876
関係会社株式評価損	5,968
関係会社株式簿価修正	2,605
関係会社事業損失引当金	1,577
その他	1,166
小計	20,847
評価性引当額	△14,001
合計	6,846
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△901
その他	△110
合計	△1,012
繰延税金資産（負債）の純額	5,834

11. 関連当事者との取引に関する事項

1) 役員等

該当事項はありません。

2) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合(被所有割合)(注1)	関連当事者の関係	取引の内容	取引の金額(百万円)(注5)	科目	期末残高(百万円)
子会社	大王紙パルプ販売株式会社	東京都中央区	98 百万円	紙・板紙製品の販売	所有 直接100.0%	役員の兼任	紙・板紙製品の販売(注2)	45,124	売掛金	17,011
	ダイオーロジスティクス株式会社	愛媛県四国中央市	30 百万円	製品の運送の請負	所有 直接100.0%	役員の派遣	製品の運送委託(注3)	49,937	未払金	5,401
	エリエールプロダクト株式会社	愛媛県四国中央市	30 百万円	家庭紙製品の開発・製造	所有 直接100.0%	役員の兼任	家庭紙製品の仕入(注2) 受取配当金	49,152 12,000	買掛金 —	5,107 —
	大津板紙株式会社	滋賀県大津市	30 百万円	段ボール原紙、その他加工原紙の製造	所有 直接100.0%	役員の派遣	資金の返済(注4)	9,521	関係会社短期借入金	8,873
	大王パッケージ株式会社	東京都千代田区	310 百万円	段ボールシート、ケースの製造・販売	所有 直接100.0%	役員の兼任	資金の回収(注4)	13,320	関係会社短期貸付金	11,135
関連会社	東京紙パルプ取引株式会社	東京都中央区	50 百万円	紙・板紙製品の仕入・販売	所有 直接12.0% 間接9.5%	紙・板紙製品の販売等	紙・板紙製品の販売(注2)	35,627	売掛金	13,586

- (注) 1. 議決権等の所有割合のうち、間接所有割合は連結子会社の所有割合です。
 2. 製品の販売・仕入については、当事者間の協議のうで決定した価格に基づいております。
 3. 製品の運送委託については、当事者間の協議のうで決定した価格に基づいております。
 4. 資金の貸付・借入については、キャッシュ・マネジメント・システムに係るものであり、利率については当事者間の協議のうで合理的に決定しております。
 5. 資金の貸付・借入についての取引額は期中の平均残高を表しております。
 6. 取引金額に消費税等は含まれておりません。

12. 1株当たり情報に関する事項

1) 1株当たり純資産額	1,380円09銭
2) 1株当たり当期純利益	371円11銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている「株式交付信託」及び「持株会信託」に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、1,449千株です。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、1,364千株です。

13. 減損損失に関する事項

当事業年度において、当社は主に以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	金額（百万円）
愛媛県四国中央市他	遊休資産	建物及び構築物、機械及び装置	14

遊休資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。その内訳は、建物及び構築物3百万円、機械及び装置11百万円です。

なお、遊休資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、主に売却見込額により評価しております。

14. 連結配当規制適用会社に関する事項

当社は連結配当規制適用会社です。

15. 収益認識に関する事項

収益を理解するための基礎となる情報については、「2. 重要な会計方針に係る事項 6) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。